

議第120号

呉市消防団員の定員，任免，報酬，服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市消防団員の定員，任免，報酬，服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市消防団員の定員，任免，報酬，服務等に関する条例の一部を改正する条例

呉市消防団員の定員，任免，報酬，服務等に関する条例（令和3年呉市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定年) 第9条 団員の定年は， <u>年齢70歳</u> とする。	(定年) 第9条 団員の定年は， <u>次に掲げるとおり</u> とする。 (1) <u>基本団員 70歳</u> (2) <u>機能別団員 75歳</u>
2・3 略	2・3 略

付 則

この条例は，令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

機能別団員の定年を75歳に引き上げるため，この条例案を提出する。